

2025年

鳳穴札

人権のたより

通算第85号 11月4日発行

三重県立津東高等学校

本校では例年 11 月、「ピンクシャツデー」を設定して、いじめ反対の姿勢を示しています。今年は 11 月 13 日（木）をピンクシャツデーに設定しています。



犯罪被害者等支援

令和7年11月1日~12月1日 店舗整備強化期間



○ 犯罪被害者週間 (11月25日~12月1日)

平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

ある日突然、犯罪に巻き込まれてしまった被害者やそのご家族・遺族のために何ができるのか、もし不幸にして自分の身近な人が被害にあったらどのように向き合えばよいのか、私たち一人ひとりが、日ごろから、被害者の声に耳をかたむけ、考えることが大切です。

警察庁犯罪被害者等施策 <https://www.npa.go.jp/hanzaihiqai/index.html>

○ 十七條憲法

中学校の歴史でも習う聖徳太子。日本史上初の女性天皇である推古天皇のもと、遣隋使の派遣や冠位十二階、十七条憲法の制定など日本史における彼の様々な業績について知らない人はいないでしょう。この十七条憲法の第十条が以下になります。

十曰 絕忿棄瞋 不怒人違 人皆有心 心各有執 彼是則我非 我是則彼非 我必非聖 彼必非愚 共是凡夫耳 是非之理 詎能可定 相共賢愚 如鑲无端 是以 彼人雖瞋 還恐我失 我獨雖得 從衆同鑒

漢文が得意な人は自分で全文を書き下しても良いかもしれませんが、前半部分は概ね次のような内容が書かれています。

“心の怒りや憤りを棄てて、他人が自分と違って怒ってはならない。人はそれぞれに心があって、それぞれに思うところがある。相手がこれだと思うことが自分はよくないと思うし、自分がこれだと思っても相手はよくないとする。自分は必ず聖人で、相手が必ず愚かだというわけではない。皆ともに凡人なのだ。そもそもこれがよいとかよくないとか、だれがさだめうるのだろう。おたがいだれも賢くもあり愚かでもある。” ～後略～

今から1400年以上も前、飛鳥時代に記述されたものにもかかわらず、その内容、考え方は現在でも通用するように思いませんか。

